

日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会



平成 28 年度 事業計画

平成 28 年 6 月 3 日作成

協 会 名	一般社団法人 日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会 (ALAJ)
代 表 者 名	会長 寺田明彦
所 在 地	〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台 2-9
電 話 番 号	03-3291-5741 FAX 番号 03-3291-5742
設 立 年 月 日	平成 24 年 4 月 17 日
事 業 内 容	AL の血統の保護と改良及び純血種の認定に向けた活動 AL の血統登録ならびに繁殖犬籍簿の管理及び血統書の発行 AL に特化した出版物の企画制作及び販売 会員間の親睦を図る行事の開催及び啓蒙普及を図るイベントなどの実施

1. 基本方針

一般社団法人日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会 (Australian Labradoodle Association Japan、以下 ALAJ という。)は、日本におけるオーストラリアン・ラブラドゥードル (Australian Labradoodle、以下 AL という。)の保護育成ならびに国際畜犬連盟 (Fédération Cynologique Internationale、以下 FCI という)への純血種としての完全認知の推進と共に、ソーシャルサービスドッグとしての可能性の追求や愛好家への助言や指導、啓蒙普及等、AL の健全な発展に寄与する事を趣旨としている。

また、犬種の保護育成に重要な犬籍の登録管理についても厳格に行うと共に、ALAJ に登録の上、国内で交配される全ての固体に対して、DNA 検査の結果及び股関節ならびに肘関節評価スコアの登録を義務付け、それらに基づく交配抑制により、遺伝性疾患の撲滅を図ることも大きな使命だと考えている。

これらの使命を実現させる為に、平成 28 年度の重点課題を設定し、事業を推進する。

(1)純血種としてのFCIへの登録

ALにおけるFCIへの純血種としての登録に向けた取り組みについて推進を図るために、ALA等との協力関係を更に向上させ、目標の早期実現に向け、協会を中心とした各関係者との協力体制の構築を図る。

(2)認知度の向上

更なる認知度の向上を図る為に、ALの特徴ならびにソーシャルサービスドッグとしてのポテンシャルを踏まえた上で、ホームページやフェイスブック、各種媒体やチラシ、パンフレット等を利用した広報活動を推進し、愛好家の方はもちろん、広く一般の方々へも啓蒙するべく積極的な情報発信を行う。

(3)犬籍登録による交配管理

国内において、ALAJに登録の上、交配される全てのALに対して、遺伝性疾患の撲滅に必要な全ての検査結果の登録を義務付け、健全な固体の普及を推進すると共に、今後増えていく協会の認定するブリーダーに対して、適切な指導やアドバイスをを行う。

2. 事業計画の概要

(1)ALの純血種としての確立推進事業

ALのFCIへの登録を推進するべく、交配時のグレーディング・スキームの徹底を図る為に、協会の認定するブリーダーに対して実施する指導及び支援内容の検討を行う。

(2)ALの登録及び管理に関する事業

3世代の血統情報を含む、犬籍の登録・管理を行い、それらの情報に基づき、血統書及び登録証明書等、各種証明書を発行する。

(3)優良ブリーダーの認定事業

ALAJのガイドラインに準じた適切な交配育成を行う優良ブリーダーを、認定ブリーダーとして登録する為の準備を行う。尚、ALの飼育及び交配が初めての人についても、知識や経験に応じて協会から指導、教育を行い、求められる水準に達した暁には、将来的に認定するものとする。

(4)イベント&セミナー事業

会員ならびに一般を対象とした各種イベント&セミナーを開催する。また、一般への啓蒙普及だけでなく、ALのコアなファン層に対しても意見や情報の交換の場となるように配慮し、より強固なコミュニティの醸成を促すものとする。

(5)ALのセラピー活動

ALの特性を活かし、各地で進められている高齢者向けのセラピー活動の模様を広報して、ALのセラピー犬としての資質を広く伝えていく。

(6) 刊行物による普及促進事業

会員向け会報誌の企画・制作ならびに認定ブリーダー及びAL愛好家向けの様々な疑問に応える情報を掲載したガイドブック等を作成し、必要に応じて配布する。

(7) インターネットを活用した普及促進事業

ホームページやフェイスブックを効果的に利用し、ALの魅力やALAJの提供する各種サービス、独自の取り組みに関する情報発信等、魅力的なコンテンツの作成と運営を行う。

(8) ソーシャルサービスドッグとしての啓蒙事業

高い知能とアレルギーを発症させにくい「アレルギーフレンドリー」という優れた特質を伝えると共に、セラピー犬等のソーシャルサービスドッグとしても啓蒙し、ALと人との素晴らしい関係の構築へ寄与する。

(9) ALAJ 認定資格の運営事業

ALの優れた資質を活かし、人々の生活をより豊かにすることを目指し、その可能性を最大限に引き出すため、犬や飼育に関する基本的な知識からドッグセラピーの知識、ブリーディングの技術に至るまでカバーしたALAJ独自の認定制度の運営を行い、さらに内容の充実を図る。

3. 各委員会活動計画

(1) 理事会

全ての事業活動における各種業務について、その内容を討議し、運営の健全性を守り、維持する役割を担う。又、行政や関係団体との連携・調整を行う際もその必要性を最終判断する。

(2) 入会審査委員会

ALAJへの入会申し込みのあった個人及び法人の審査を実施すると共に、審査のあり方を検討し、その内容の充実を図る。

(3) 広報委員会

AL及びALAJについて、一般への啓蒙普及ならびに会員向けの専門的な情報を時代に即した方法により提供することを念頭に、年間の広報活動計画について策定する。

(4) 認定資格運営委員会

ALAJで運営する認定資格について、認定資格の健全性を守り維持するとともに、その内容の充実を図る。

以上